事 務 連 絡 平成30年8月3日



厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

 高 齢 者 支 援 課

 振 興 課

 老 人 保 健 課

介護関連施設・事業所等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について

社会福祉施設等におけるレジオネラ属菌の汚染への対応については、「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」(平成11年11月26日社援施第47号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)、「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」(平成13年9月11日社援基発第33号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)等により、通知しており、これまで御対応いただいているところです。

昨年度、特別養護老人ホームにおいて家庭等で使用される卓上用又は床置き式の加湿器内の汚染水のエアロゾル(目に見えない細かな水滴)を吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたこと等を踏まえ、今般、別紙1の平成30年8月3日付け厚生労働省告示第297号(以下「一部改正告示」という。)により、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(平成15年厚生労働省告示第264号)の一部が改正されました。

つきましては、衛生主管部局に対し、別紙2のとおり通知されているところであり、貴部局におかれましても、一部改正告示中「第五 加湿器における衛生上の措置」の「三 維持管理上の措置」の内容について御了知の上、管内の社会福祉施設等に対し周知いただくとともに、衛生主管部局から協力等の依頼があった場合には、当該主管部局と連携を密にとり、効果的な対策が講じられますようお願いいたします。

改

正

後

改

正

の二の3の規定に基づき、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(平成十 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成十一年厚生省告示第百十五号)第九〇厚生労働省告示第二百九十七号 五年厚生労働省告示第二百六十四号) 平成三十年八月三日 の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

加湿器等の水 染することが知られており、 生したエアロゾルを吸入することによって感 細胞内で大量に繁殖し、これらの設備から発 る設備に付着する生物膜に生息する微生物の 調和設備の冷却塔、給湯設備等の水を使用す 講ずることによって、これらの設備を発生源 一方、レジオネラ属菌は、(略) 衛生上の措置を 入浴設備、空気

微生物の細胞内で大量に繁殖し、これらの設 調和設備の冷却塔、給湯設備、 を使用する設備に付着する生物膜に生息する 一 方、略 レジオネラ属菌は、入浴設備、空気

防止することができる。 よって感染することが知られており、衛生上 備から発生したエアロゾルを吸入することに を発生源とするレジオネラ属菌による感染を の措置を講ずることによって、これらの設備

ことができる。 とするレジオネラ属菌による感染を防止する

ジオネラ症を予防することを目的とするもの 備において講ずべき衛生上の措置を示し、レ 本指針は、レジオネラ症の感染源となる設

第 考え方 レジオネラ症を予防する対策の基本的

加湿器等における衛生上の措置を徹底し す疾患にかかっている者が多い医療施 高齢者、新生児及び免疫機能の低下を来 である。特に、多数の者が利用する公衆 をできるだけなくし、これを含むエアロ は、レジオネラ属菌が繁殖しやすい状況 て講ずることが必要である。 浴場、宿泊施設、旅客船舶等の施設又は ソルの飛散を抑制する措置を講ずること レジオネラ症を予防する対策の基本 空気調和設備の冷却塔、 社会福祉施設等においては、入浴設 給湯設備、

一 これらの設備の衛生上の措置として である。 維持管理に係る措置を講ずることが必要 次に掲げる観点から、構造設備及び

3

第三 空気調和設備の冷却塔における衛生上 の措置

の措置に関する基本的考え方 空気調和設備の冷却塔における衛生上

金曜日

ムの生成を抑制し、 になる。そのため、スケール及びスライ 属菌が繁殖しやすい環境を提供すること 気への開放など微生物や藻類の繁殖に好 た、冷却塔内は、日射、酸素の供給、 生物が付着しやすい環境を醸成する。 塩類が濃縮されたスケールと呼ばれる物 適な環境となっているため、レジオネラ 質が冷却塔内の充てん剤等に析出し、 酸カルシウムやケイ酸マグネシウム等の その一部が蒸発するため、冷却水中の炭 冷却塔内では、冷却水が熱を放出して 除去を行うことが必 大 ま 微

平成30年8月3日

ジオネラ症の発生を防止することを目的とす 備において講ずべき衛生上の措置を示し、レ 本指針は、レジオネラ症の感染源となる設

第 レジオネラ症の発生を防止する対策の

備における衛生上の措置を徹底して講ず ことである。特に、多数の者が利用する ることが重要である。 を来す疾患にかかっている者が多い医療 又は高齢者、新生児及び免疫機能の低下 公衆浴場、宿泊施設、旅客船舶等の施設 アロゾルの飛散を抑制する措置を講ずる 状況をできるだけなくし、これを含むエ 基本は、レジオネラ属菌が繁殖しやすい レジオネラ症の発生を防止する対策の 空気調和設備の冷却塔及び給湯設 社会福祉施設等においては、入浴

である。 維持管理に係る措置を講ずることが重要 は これらの設備の衛生上の措置として 次に掲げる観点から、構造設備及び

3

第三 空気調和設備の冷却塔における衛生上

の措置に関する基本的考え方 空気調和設備の冷却塔における衛生上

になる。そのため、スケール及びスライ 属菌が繁殖しやすい環境を提供すること た、冷却塔内は、日射、酸素の供給、大生物が付着しやすい環境を醸成する。ま 質が冷却塔内の充てん剤等に析出し、 適な環境となっているため、レジオネラ 気への開放など微生物や藻類の繁殖に好 塩類が濃縮されたスケールと呼ばれる物 酸カルシウムやケイ酸マグネシウム等の その一部が蒸発するため、冷却水中の炭 冷却塔内では、冷却水が熱を放出して 微

三

維持管理上の措置

規定する水質基準に適合させるため必 |十二年法律第百七十七号) 第四条に 冷却塔に供給する水を水道法(昭和

や藻類の繁殖を抑制すること。 応じ殺菌剤等を冷却水に加えて微生物 全換水を実施すること。また、必要に ともに、一年に一回以上、清掃及び完 冷却搭の清掃及び換水等を実施すると 水の汚れの状況を点検し、必要に応じ、 は一か月に一回以上、冷却塔及び冷却 冷却塔の使用開始時及び使用期間中

応じ、冷却搭の清掃及び換水等を実施す

び冷却水の汚れの状況を点検し、必要に

一月以内ごとに一回、定期的に冷却塔及冷却塔の使用開始時及び使用期間中は

応じ、殺菌剤等を冷却水に加えて微生物 完全換水を実施すること。また、必要に るとともに、一年に一回以上、清掃及び

や藻類の繁殖を抑制すること。

給湯設備における衛生上の措置

る基本的考え方

最も必要である。 ジオネラ属菌による汚染を防止する上で 給湯設備においては、湯温の制御がレ

ずることが必要である。 滞留することを防止するための措置を講 式給湯設備においては、同設備に湯水が くなる。そのため、特に、循環式の中央 属菌をはじめとする微生物が繁殖しやす 管内で滯留することによってレジオネラ また、湯水が貯湯槽や給湯のための配

略

加湿器における衛生上の措置

基本的考え方 加湿器を発生源とするレジオネラ症 加湿器における衛生上の措置に関する 国内では報告例は少ないが、新生児

され、海外でも同様の事例が報告されて

室、高齢者施設等における感染例が報告

おり、感染源として留意することが必要

である

調和設備に組み込まれているもの(以下 される卓上用又は床置き式のもの(以下 家庭用加湿器」という。)がある 加湿装置」という。)及び家庭等で使用 加湿器の種類には、主に建築物の空気

略

1 冷却塔に供給する水を水道法措置を講ずることが必要である。 維持管理上の措置として、次に掲げる

要な措置を講ずること

給湯設備における衛生上の措置に関す 給湯設備における衛生上の措置

る基本的考え方 給湯設備における衛生上の措置に関す

ジオネラ属菌による汚染を防止する上で 最も重要である。 給湯設備においては、湯温の制御がレ

ずることが重要である。 滞留することを防止するための措置を講 くなる。そのため、特に、循環式の中央 属菌をはじめとする微生物が繁殖しやす 式給湯設備においては、同設備に湯水が 管内で滞留することによってレジオネラ また、湯水が貯湯槽や給湯のための配

三三 略

維持管理上の措置

第六

掃すること。

その他の設備の衛生上の措置 入浴設備、空気調和設備の冷却塔、

ロゾルを発生させる機器及び設備につい 湯設備及び加湿器以外であっても、エア 措置を講ずることが必要である。 第一の二に基づき、適切な衛生上の 給

1 加湿装置に供給する水を水道措置を講ずることが必要である。 条に規定する水質基準に適合させるた 加湿装置に供給する水を水道法第四

2 | 置の清掃等を実施するとともに、一年 め必要な措置を講ずること。 に一回以上、清掃を実施すること。 れの状況を点検し、必要に応じ加湿装 中は一か月に一回以上、加湿装置の汚 加湿装置の使用開始時及び使用期間

時に、水抜き及び清掃を実施すること。 完全に換えるとともに、タンク内を清 家庭用加湿器のタンクの水は、毎日 加湿装置の使用開始時及び使用終了

その他の設備の衛生上の措置

発生させる機器及び設備について、第一 ずることが必要である。 の二に基づき、適切な衛生上の措置を講 給湯設備以外であっても、エアロゾルを 入浴設備、空気調和設備の冷却塔及び

の除去を行うことが必要である。 等に付着する生物膜の生成を抑制し、 ラ属菌をはじめとする微生物が繁殖しや 膜が生成されることによって、レジオネ 措置を講ずることが必要である。 すくなる。そのため、加湿器のタンク内 構造設備上の措置 構造設備上の措置として、次に掲げる 加湿器では、タンク内等において生物

そ

掃を容易に行うことができる構造とす 易に行うことができる構造とするこ 処理装置を設置し、点検及び清掃を容 家庭用加湿器は、部品の分解及び清 加湿装置には、加湿方式に応じた水

|維持管理上の措置として、次に掲げる

維持管理上の措置

ること。

第五

健感発 0803 第 2 号 平成 30 年 8 月 3 日

各 {都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区 衛生主管部(局)御中

厚生労働省健康局結核感染症課長

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する 技術上の指針の一部改正について (通知)

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありが とうございます。

平成30年6月15日の厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(平成15年厚生労働省告示第264号。以下「指針」という。)を別添のとおり改正しましたので、下記のとおり通知いたします。

つきましては、今般の改正の趣旨を踏まえ、感染症対策の一層の推進を図って いただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県等の社会福祉施設等を所管する部局にも周知を行っておりま すので、必要に応じ連携を図っていただくようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾル(目に見えない細かな水 滴)を吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたこと を踏まえ、加湿器の衛生上の措置について明記するための改正を行うもの。

第2 主な改正内容

新たに加湿器による衛生上の措置に関する項目を設け、エアロゾルを発生させる加湿器の衛生上の措置に関する基本的考え方、構造設備上の措置及び維持管理上の措置について定める。

第3 適用期日

平成 30 年 8 月 3 日